

公益社団法人八王子観光コンベンション協会  
M I C E開催補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市内で開催される国内/国際会議、学会、展示会、見本市等（以下「M I C E」という。）に対し、開催に要する経費の一部を補助することで、M I C Eの開催を促進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 (公社)八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において、M I C E開催補助金（以下「補助金」という。）を交付し、交付手続等については、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象とするM I C Eは、次の各号すべてに該当するものとする。  
ただし、(公社)八王子観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 開催会場が八王子市内であるもの。
- (2) 開催期間が連続して2日以上であるもの。
- (3) 市外から参加する関係者・参加者等の市内宿泊数が延べ30泊以上であるもの。
- (4) 宿泊施設以外に、市内事業者もしくは公益社団法人八王子観光コンベンション協会の会員事業者を一か所以上活用するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの。
- (2) 八王子市から補助金等の交付を受けるもの。
- (3) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つもの。
- (4) その他、会長が適当でないとするもの。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業の主催者（以下「主催者」という。）とする。

ただし、国際会議や国際大会等において主催者が海外団体の場合は、国内受入れ組織（国内主催者）を主催者として申請を認める。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、主催者が開催に要する以下のものとする。

- (1) 施設使用料、リース料
- (2) 旅費（講師や理事・役員などの招待者）

- (3) 広告宣伝費、印刷製本費
- (4) 委託料（通訳・臨時要員人件費、会場設営・運営委託、催事委託）
- (5) 報償費（講師等）
- (6) 諸経費（通信・運搬費、消耗品）
- (7) その他（会長が適当であると認める経費）

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、10万円以内とする。ただし、開催に要する補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）を限度とする。

2 MICE開催にあわせ、エクスクーションやレセプション等を実施する場合において、会長が補助金の交付が適当であると認めた場合は、前項で規定する額に10万円を限度として加算できるものとする。ただし、エクスクーションやレセプション等の開催に要する補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）を限度とする。

3 安心・安全なMICE開催実現のために感染症拡大予防策を実施した場合、前々項に規定する額に5万円を限度として実費を加算できるものとする。

ただし、本項にて請求する金額については、前々項の開催に要する補助対象経費を含むことは出来ないものとする。

（指定申請）

第6条 主催者は、MICE開催補助金指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長が指定する期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支見積書

（指定決定）

第7条 会長は、前条に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、適当と認めたときは、速やかにMICE開催補助金指定決定通知（様式第2号）により主催者に通知するものとする。

3 会長は、前条の申請について指定することが不適当と認めたときは、速やかに主催者に対してその旨を通知するものとする。

（内容変更等の承認）

第8条 主催者は、補助対象事業の計画を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは補助対象事業遂行の見込みがないときは、遅滞なくMICE開催指

定変更申請書（様式第3号）を提出し、MICE開催補助金指定変更決定通知（様式第4号）を受けなければならない。ただし、軽微な変更に係るものについては、この限りでない。

（交付申請及び実績報告書）

第9条 主催者は、開催終了後、速やかにMICE開催補助金申請書及び実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- （1）MICE開催補助金申請書及び実績報告書の別紙1〈市内宿泊実績〉、別紙2〈会員事業者等活用報告〉
- （2）事業報告書
- （3）収支決算書
- （4）補助対象経費に係る領収書等、経費を支払ったことが明確に確認出来るもの  
※第5条第1項から第3項の項目毎に仕分けすること

（補助金の額の確定）

第10条 前条の申請書及び実績報告書を審査した結果、指定決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第6号）により主催者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定により通知を受けたときは、MICE開催補助金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の取消）

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
  - （2）補助金の申請に係る用途以外に使用したとき。
  - （3）会長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合は、MICE開催補助金交付取消決定通知（様式第8号）により主催者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 会長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、補助事業の当

該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(アンケートの協力)

第 14 条 補助対象事業者は、会長が実施する主催者及び参加者に対するアンケートについて、会長が要請した場合は協力しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。